



日本紀行譯本卷下

第四編

合衆國ノ海軍分隊再ニ日本ニ入ル事

一千八百五十四年、海軍分隊一横隊線ニナリテ帆
シ揚ケ、キシグトンフアレグリア以上共ニ船号マセトニア、ハ
蒸氣船「ユスハンナ」ボウハタン、ミスレスレツ、ヒ三艘ニテ
纜シ繫テ之ヲ曳キ、二月十三日晝後二時ノ間ニ
浦賀府ノ前ニ來リ去歲七月十三日十一日ニ施セ
ル號令シ再ニ行ヒタレモ、猶本府ニ往未スルヲ
ヲ許サス、我船ノ府前ヲ過ルキ本府ノ官船ヨリ

呼カケタレモ、我ハ又其役士、我船中ニ入ルヲ
許サス、然レモ彼官士ハ我船ノ蹤ヲ追テ竟ニ船
隊ノ聚リ居ル處マテ來レリ、此地ハ我地國ニア
メリカン「アンユラケト」記セル所ニシテ六艘ノ舶已
ニ碇ラナシ、ソウトアムズトンモ亦此ニ未居レリ、
既ニメ浦賀ノ官船我旗章船ニ來リ其中ニ入り
タキ旨ヲ述タリ、然ルニ此般「シユスケハンナ」蒸氣船ノ名
ハ支那ニ返スヘキ「アルラ」以テ、我旗ヲ「ボウハタン」
ノ名俗ニ云ヘルニ移建ト決定スレハ、嚮ニ「シユスケハンナ」ニ設
ケタル非常ノ席即チ、ガビテインス・カヨイト甲比丹部

渥ラ已ニ「ハウハタン」中ニ移シタリ、且余ハ前年ノ
言ヲ固執シ我ヨリ爵位卑キ人ヲ室内へ處シテ
ヲ欲セザハ「カイティン」官名ニ命シテ彼士等ヲ「ハウ
ハタン」請待セシム、此ニ由テアダムス「ウイルリアム
ホルトコニニ通詞及ニ我書記ヘルリヲ伴ヒ共ニ
彼船ニ赴ケリ、但日本ノ官士ハ中等ノ爵位ナリト
見ヘテ和蘭通詞ニ人ヲ携ヘルノニシテ、其言ニ
ハ日本帝ハ貴邦ノ舶来レルヲ待テ、且親切ニ
处置スヘキ命令シ下セリ、又安歲七月大綱領ヨ
リ贈ラレタル書中ノ事ニワキテ、卿等ト商議セ

ンカタノニ高位ノ監察使ヲ遣サントス、其會同
ノ地ハ浦賀ノ下二十里許ニアル「カマクラ」鎌倉ラ以テ
セント定ムト云ヘリ、此地ハ嚮ニマセトニア船ノ暗
礁ニ觸レタル處ナレハ我船シ其地ニ寄スルハ不
利ナルドシ洞見シ、且日本人ノ隱謀アランヲラ
恐リ以テ直チニカヒテインアタハスニ命メ不適宜、
ノ事ナリ、其言ニ從ヒ難シト云レムレハ日本ノ官
吏ハニ三應接ノ後、其意シ翻シテ假令ヘハ帝命
ニテ鎌倉ヲ撰ハシムル凡浦賀ハ實ニ之カタノニ
假舍ヲ設ケタレハ、此處ニテ會議スルニ何ノ故障

アラント云ヒ、又日本高貴人ニ命シテ貴知ノ使節
ニ應接セレム、已ニ浦賀ニ於テ會議セント欲セハ、
速ニ貴舶ヲ迎シテ其府前ニ碇ヲ下スヘシトエリ、
是モ六浦賀ハ海底ノ土性碇ヲ投スルニ宜シカ
ラサルヲ以テ辞レタリ、抑余ハ勉メテ江戸ノ方
ヘ舶ヲ行ルヲ上策トナス、其意ハ此港ヨリ上ハ
下碇ニ便ナル土性ナ_レハナリ、其下碇ニ便ナル土地
ヲ務テ得ント欲スルハニスレスレツコ_レノ船漏ヲ修膳
レセセトニア船ノ龍骨ヲトイケレス海波ニ下リテ水波ニ沾ハス検査セル
具ノ墨機ヲ以テ測量シ、暗礁ニ触タルキハ大破損

ヲ受サルヤ否ヤシ極メント欲スル意ナレハ、之ヲ本
旨トメサモ動カス、日本人ニ諭サレムレバ、彼又浦
賀ハ兩國會メ商淺シナスニ恰好ノ土地ナシハ帝
之ヲ決シタレハ再ヒ変スヘカラスト云。此應接ノ間
甲比丹アタムスヨリ書記ヘルリシ余カ許ニ遣シ
此事ノ是非ヲ問シム、余乃チヘルリヲ返シテ已
ニ上ニ云ヘル所ノ條理アレハ浦賀ノ方ヘ返ル
能ハス、今「アメリカ」ノ船ヲ泊セル所ト江戸トノ
間ノ一二地ヲ擇テ日本諸官ニ會シテ同議スヘレ
余ハ海中分隊ノタメニ擇ヒタル好性ノ土地ヲ弃

自官士贈食料
庚將辭而不受

テ退去スルヲ欲セス、但港ノ上ヘ溯ルハ固ヨリ好
ム所ナリト云ハシム、此數回答ノ間ハ兩國ノ將士
殊ニ礼節シ正フシ互ニ諸種ノ點タクツウシナス、日本
ノ方ヨリモ數品ノ食料ヲ贈ルト云ヘ凡、余ハ我
規矩ヲ守リテ之ヲ辞シテ受ケス。

十五日同上ノ日本官士別ニ一両人ヲ率ヒ再ヒ
ボウハタンニ来ルヲ以テ甲比丹アタムス又之ヲ
款待スルニ、彼レ昨日ト異ナル條理ヲ述ヘ務テ
浦賀ニ返ラシメント欲シ、又嚮ニ云ル如ク薪水
及ヒ他ノ食料ヲ贈ラントスレモ、余ハ我舶十分ニ

之ヲ備タレハ他ニ受ルヲ俟ス、然モ日月ヲ経ルニ及テハ已ムヲ得ス清フモアルヘン、然モ其價ヲ償フヲ許サル間ハ薪水ヲ除クノ外決メ、一物ヲ受ス、其故ハ合衆國定制ニテ凡テ他國ヨリ船中ニ贈レル者ハ厚ノ價ヲ酬フルヲ常トス、此ヲ以價シ償ハサル食料ハ之ヲ受ケルヲ欲セサルナリ、十六日十八日更ニ別ノ官士未テ懇ニ余カ近况ヲ訪ニ種々ノ食物即チ貝雞卵ノ類ヲ焼タル菓子等ヲ携未レリ、是余勸メテ只二三艘ノ船ヲ以テ浦賀ニ廻ラシメ、余シ以コムプロミス媒妁

ノ言ニ順テ平穏ノト為ント欲スルナリ、然モ余ハ我意計ヲナスヲ云フ
ヲサシク曲ルキハ日本人是ヲ以テ一利ヲ得タリト考フヘシト思ヘハ敢テ之ヲ承諾セス、
余ハ始ヨリ預ノ思量シテ我為ニセル振舞ノ彼
カ意ニ徹セハ後未ノ待遇处置込ス变スヘキヲ
知レリ、因テ愈々頑固ニ素志ヲ守リサシモ動サ
レハ下ニ記セル如ク余カ思量セル所果メ当レ
リ、余又此ノ如キ詐權謀ヲ以テ事ヲ处置シ其
本情ヲ隠蔽セル國人ト和親ヲ商議セル規則ト
ナシテ、自ラ發明スル所ノ事ヲ照シ用ヒタリ、其

發明スル所ノ事トハ、即チ風俗開化セシト夷狄タルトヲ問ハズノ、凡テ外國人ト數回應接ラナセルヨリ自得セル者ニシテ、即チ我諸般ノ礼節雅馴ノ風習ヲ全ク外ニメ、只人物ノ尊重ト外貌ノ雄偉トヲ以テ彼國人ヲ恐嚇シテ、敢テ企及フヘカラサラレムルナリ。

余此ニ事ヲ以我目的トスレハ、日本ノ官士其職位顯榮ノ人ニテ彼中ニテハ人々其前ニ拝跪平伏スレトモ、余ハ務テ平等ノ礼ヲ以テ之ニ接シ妄リニ日本人ニ親近スルヲ肯セス、其國守ニア

ラサレハ共ニ會議スルヲ許サス、是ヲ以テ余初メ我國家ノ委任ヲ受シヨリサシモ畫策セル所ノ者ヲ輕シノス、今ニ至リテハ余思量セル所ヨリ稍大ナル勝利ヲ得タリ、乃テ此後我目的ニ就齟齬スルト無カラシメシカタメニ、下ニ舉ル所書ヲ作リ之ヲ日本人ニ授ク、

千八百五十四年二月十八日、江戸港内アメリカ
碇泊所ニ於テ合衆國ノ「フレカット」ボウハタン蒸船名ヨリ書ヲ日本官士ニ呈ス、我ゴンモトレバ
ルリハ偏ニ江戸ニ招カレシヲ希望ス、是我諸

船巨大ニシテ價モ亦重大ナレハ浦賀港へ返ル
ヲ欲セス、又此處ニモ久シク碇泊スル能ハス、
務テ海底平穩ナル地ニ到ラントス速ニ江戸ニ
赴シトスルナリ、若シ貴國我「ゴムモト」レト會議
ノ地ト時日ヲ定メント要セハ先ツ其高位ノ
者一人ヲ擇ヒ我諸舶ノ今泊セル地ノ近陸ニ
於テ甲比丹「アタムス」ト會合シテ之ヲ決スヘシ、
貴國能承諾セハ次ノ火曜日二人ヲ遣ハシ報
セラルヘシ、若シ此會合ノ承諾アラハベルリ、
好テ一艘ノ舶ヲ裝ヒ其地ニ送ラントス、又貴國

ノ旨ニ依リテ六浦賀ヘモ遣スヘシ、尤其會合ノ時
ハ貴國官士自ラ一書ヲ帶未リ其人ノ全權タ
ル「アタムス」ヘシ、且「アタムス」ラ會合ノ地ニ導ク
ヘキ人衆ヲ假サルヘキヲシ清フ、

十九日太陽日、日本官士新ニ「ボウハタン」ニ來リ、諸
種ノ贈遺アリ、此日ハ「アメリカニテ「サバット」」ト稱シ
祭祀日ニテ諸事休息セル時ナレバ、彼人等カ風
雨寒氣ヲ厭ハス好意ヲ以テ遠途ヲ来レルノナ
六、今日宜シク親切ニ処置スヘキ理ナリ、只公然
ノ會合ハ此日ヲ以テ成レ難キノミ、按スルニ前書
ヲ贈ルハ十八日

ニ、太陽日ヲ以テ會合ノ時期ヲ報セヨト云ヘルニ。今十九日使者至ル。其意ノ詳ナルヲ知ラス。此時日本ノ官士第一等ノ通詞一人ヲ擇ヒ。他ノ通詞ヲハ遠キ距離地ニ置キテ。甲比丹「アタムス」ヲ已カ側ニ近ク招キ。秘密ノ事ナリトテ印ヲ押シテ語スルハ、日本帝ハ大紗領ノ請ヲ適當ノ事トシ。新タニ諸官吏ニ命シ其事ヲ會議セント欲ス。然凡浦賀ニ於テ會合シテ決定スルマテハ、其状ヲ通報セルヲナカルヘシト云ヘリ。

二十日、前ニ云ヘル日本官士又未ルアリ。是昨日祭祀日十レハ明白ノ返辭ヲ得サルヲ以テナリ。

余乃チ彼等ニ答テ「ユムモドレ」ハ浦賀ニテ會議セントル日本諸官ヲ尊敬スル心ヨリ、我海軍分隊中ノ一船ヲ以テ加比丹「アダムス」ヲ其地ニ遣ハシ。貴國官士ト接見シ書信ニモセヨ、言語ニモセヨ。其事ヲ定メシムヘシ。但「ユムモドレ」ハ自ラ其地ニ到ルヲ得スト云ハシメタリ。

二十一日、同上ノ官士浦賀ヨリ復走リテ「甲比丹アタムス」ヲ其地ニ伴ヒ清官吏ニ會同セシメントスルヲ以テ彼等ヲ請テ、我ハシタリア號「船」ニ乗ラシメ遂ニ其行ヲ果レアタムスヨリ書一通シ日本官吏

ニ授ク其文左ノ如

千八百五十四年江戸港内「アメリカ」碇泊所ニ
於テ「ホウハタン」中ヨリ謹テ書ヲ日本國ニ呈ス
皇帝陛下ノ官士等カ言ヲ以テ、帝已ニ我七月
十一日ニ上リシ合衆國大紗領ノ款條ヲ許容
セルヲ知レリ、浦賀府前ノ碇泊所ハ平穏ノ土
性ニアラサレハ久シク淹苗スヘカラス、且下ニ記
セル姓名ノ者カ率ル所ノ外隊中ノ蒸気船ハ
甚巨大ニシテ重價タレハ意変シテ復此處ニ
之ヲ欲セス、反テ港ノ上ニ溯リ恰好碇泊ノ地

ヲ探ラント要ス、且余カ職分ニテハ自ラ江戸
ニ赴クヘキ義理アレハ、願クハ務テ江戸府ニ
近ツカハ両國ノ進退モ殊ニ便宜ニメ、大紗領
ヨリ贈レル處ノ贈物ヲ帝ニ上ツランタメニモ
六利ナルヘシト思ヘリ。

下ニ記セル姓名ノ者ヲ遣シタル旨ハ、甚親睦
順和ノ意思ナレハ、「エウロッパ」ノメリカ諸州ノ俗
、如ク日本政府ニ於テモ懇切ニ待遇セラレ
娘苦ノ処置ナカラントヲ望ヘ、且下ニ記セル姓
名ノ者府前ニ舶ヲ寄セ碇泊所ヲ定ムルキハ

速ニ日本宗戚ヲ始トシテ、许多ノ人士我蒸気
機及ヒ蒸気船等ヲ觀ント望マハ、並ニ我船ニ招
引セントヲ渴望ス。

但シ此書札ハ甲比丹アタムスニ命メ下ニ記セル
姓名ノ者ニ代テ之ヲ呈セシム。

「セム」彼厘敬白

夷船近港
伏大风起

此日風全ク死シテ天氣恬靜ナリシカ也。我船浦賀
ニ達スル前ニ及テ、西南ノ大風起リ、港口ニ入ルヲ
シ得ス。ボインキト・リユコン詳ナノ下ニ碇シ下レ。ア
タムス及ヒ後者ハ翌二十二日ニ及テ始テ陸地ニ近

ツキタリ、其時日本ノ欽差井澤美作守「アダメス」
ヲ導テ假舎ニ至リ歛待セラル。此假舎ハ余ヲ招
待セン為ニ營メル所ナリ。已ニ余カ贈レル所ノ書
ヲ收ル後ニ日本官士「アタムス」ニ向テ後日返答
アルヘキ旨シ述ニ三ノ點心ヲ設ク、事畢リテ「アタ
ムス」ハ「アッンタリア」船ニ返ル。總ニ船ニ上ルヤ否ヤ
天俄ニ暴風ヲ起シ波濤洶涌タリ。甲必丹ホー
ハ我船ニ速リテ安穩ナラサル。碇泊所ニ在レハ
甚苦心シテ恙ナキヲ欲ス。此時「アタムス」余ニ
告テ曰日本官士カ余ト會浅ノ為ニ新ニ設タル

假舍ハ海岸ニ瀕スル塗ノ狭隘ナル地ニアリテ四面ニ柵ヲ繞ラシタリ、余此話ヲ聞テ真キニ荅テ如此圍繞シタル地ハ之ニ入ルニ堪タリト云ヘバアタムスハ日本人ニ對レコムモトレ若浦賀ニ上陸アラハ先ツ第ニ此柵ヲ毀タシメシト必定ナリト論セリト云。

余「アタムス」ノ此使節ニ就テ大勲ヲ奏スルヲ極テ難キヲ前知スレハ我威力ヲ以之ヲ助ケ望ム所ノ大利ヲ収ント決定レ「アグムス」カ上陸中ニ余ハ分隊ノ船ヲ以テ江戸近港ニ瀨リ、夜中府内

ノ鐘声ノ聞ユル處マテ至ル

アタムスヘノ返答ハ未タ其意ヲ得サルニ何故アリテヤ浦賀奉行香山榮左工門「ボウハタン」船中ニ來レリ其故ハ下文ニテ詳ナリ。

アドミラール直ナニ江戸ニ赴キ「エウロッハアメリカニ行ハル、風俗ノ如ク处置アルヲ求ラル、ハ至極的當ノコト云ヘシ、然レバ我朝モ亦自ラ其礼俗ヲ以新メニ假舍ヲ營ミ貴邦ノ使節ヲ親和恭敬シテ招致セント欲ス、即チ帝我等ヲ浦賀ニ遣シ大ニ親恭ノ意ヲ表シテ、アドミラールヲ

待ツニ日本ノ賓客ヲ優待スル礼節ヲ存シ、帝
ノ命令ノ如ク談論ヲナサシム、但此間ニ於テ
我礼俗ヲ用ヒ敢テ外國ノ風習ニ倣ハス願ク
ハ公等此旨趣ヲ了解シ「アトミラール」カ此地ニ
於テ接見スルヲアラン是我等ノ希望スル所ニ
我等偏ニアトミラール 万福健康ヲ是祈ル

林 大学頭

アトミラール 彼厘ヘ

右書ハ日本欽差ノ文ヲ和蘭語ニテ譯セル者也
榮左工門問ヲ起メ「ユムモト」ホタ浦賀ヘ回レントラ

決セスヤト云ヲ以承諾ノ旨ヲ述ヘ、彼レ新タニ船
中ヘ糧薪ヲ贈レリ、因テ其薪水ノニシ受納スヘ
シト云ヘハ、彼レ又薪水食料トモニ此方ヨリ十分ニ
之ヲ贈ルヘシ但シ其贈遺ノ地ハ浦賀ニ於テセ
ント云ヘリ、余乃チ其薪水食糧ハ何處ヨリ永ス
ヤト诘問ナセリ、其故ハ余浦賀ヘ廻ルヲシ欲セ
サレハナリ、若シ日本人水ヲ贈ルヲシ肯シセサ
レハ、余又ニ三ノ別法ヲ以テ陸地ヨリ水備ヘシ
ト思慮セリ、

榮左工門余カ素志ヲ変セスシテ、猶愈々江戸ノ

方へ進マントルスル勢甚強ケレハ、遂ニ日本官士ノ
奥意ヲ洩ラシ嚮ニ定タルトハ別ナル一地ヲ擇ン
トストエヘリ、其地ハ我意思ニ甚当リテ江戸ヲ
距ルヲ殊ニ近ク海岸ヲ離ル、ト一里ニ過キス、又
廣潤ニシテ贈物ヲ岸上ニ搬運レテ之ヲ展觀ス
ルニ甚便ナルヲ以テ余直チニ之ヲ承諾セリ、
是ニ至テ余ハ始テ此人等ノ詐謀多キヲシ洞見
スルヲ得タリ、如何トナレハ前十日許ノ間彼等種
々謀ヲ運ラシ、我分隊船ノ上流へ進ムヲ妨ケ、
浦賀へ挽回セントスレ也、余其甘言ノ為ニ志ヲ変

セザリシカハ我終ニ勝利ヲ得タリ、
愈々其一地ヲ決定セル前ニ、余アダムスニ他ノ將
校輩シ付テ其處ニ至リ可否ヲ検査セレムルニ速
ニ反報シテ江戸ヲ距ルヲ僅ニ四里ニシテ、水ノ深
サ猶六フアーテム「アタル」大尋ニアリトエヘリ、此ニ由テ之ヲ
观レハ日本政淺ノ已ニ一変セルヲ知ルニ足ル、
余ハ本ヨリ此國ニ名高キ都府ニ船シ引テ務テ
近ク進マント欲シ、中途ニメ廃スルニ意決ノ之ナ
シト云ヘモ、最後ニ擇ヘル地ハ諸事我目算ト適合
レタルヲ以テ異浅スルヲナカリシナリ、

此處ニ於テ「コムモドレ」一書ヲ作りテ日本ニ贈ル。其書ハ其許ニテ擇ハレタル地ハ我ニ於テモ善レトナセル意ヲ記シ、且ツニ啓ニ「コムモドレ」江戸ニ詣ル事ハ和淺ノ卑ルマテ之ヲ止メ、和親慤ヒテ後ニ我舶ヲ本府ニ進メ、皇帝陛下ノ康寧ヲ壽シテ祝砲ヲ發レ、帝城ノ前ニ於テ蒸気船及ヒ機械シ賭ント欲セル官人等ヲ我舶中ニ招致セン好會期ヲトセント欲スル旨ヲ記シ遣ス。

此時天色稍晴タレハ、余速ニ會浅ノ地ニ裝ヘル幕ニ對シテ碇ヲ下スニ、便ナル處ヲ求メ、其要領ノ

回報ヲ得ルニ及テ、余船隊ヲ横ニ連ラ子堤下一里ノ内ニ碇ヲ投セシメテ、其大砲ヲ五里ノ射線ニ放タレムヘキ程ニ成セリ、此ニ及テ許多ノ役夫廣大ニシテ、且不憝ナル屋ヲ造構セルタメニ勉強シテ力作スルヲ見、疑ラク、是浦賀ニ於テ云ヘル所ノ假舎ヲ營マントスルナルヘレ。

既ニノ諸舶均シク碇ヲ下ス、後ニ幾多ノ日本士人旗章船ニ永リ、假舎ノ造構事畢ラハ速ニ余ヲ招致スヘキ旨ヲ報セリ、其人ハ浅政官林大学頭、司税官井戸対馬守伊澤美作守鴉殿民部少輔、今

彼軍上陸、嚴護
兵整隊伍修飾
重大、以畏服吾
邦人

一人松崎滿次郎ト云ヘルモノ是ナリ、此席ニハ余
ノニ居レルヲ以只五人シ記憶セルノニ
其造構事畢ルニ及テ、右五人ノ者ヨリ三月初八
水曜日ニ余カ上陸ヲ請ント報セリ、是ニオテ余
ハ船隊ニ令フ下シ其預備ヲ治メシム。

三月八日我五百人ノ將官航師大艦二十七艘ニ
乗シ、其護兵甲必丹曰ユハナンヲ提轄ニ隨ヒ、十一時
三十杪ヲ以テ一字陣ヲ結ヒ、順序ヲ整ヒ海濱ニ
向ヘリ、抑ニ余カ如此華麗ニ修飾セル意ハ此田
ハ日本上陸ノ第二十レハ、大ニ我重大嚴正ラ示シ

日本人ヲ畏服セシモノントスルナリ、其護兵已ニ陸
ニ至リテ位置方ニ定ルニ及テ、余続テ小艇ニ衆
シ祝砲放ノ際ニ上陸セリ、而ノ後ニ護兵及ヒ
日本官吏提上ニ出テ余シ迎ヘ、會談官ニ導ケリ、
此時余已ニ五人ノ官士ヲ見テ、其第一等ノ人ニ
対シテ坐ヲ占ルヲ請ヘリ、

此瞬息ノ間ニ我舶ヨリハ「ボウヰツスル」ヲ以テ祝發
スルヲ凡テ四十二發ナリ、其二十五發ハ日本帝
ノタノミシテ、其十七發ハ日本官士ノ為ニセリ、賓
主揖讓礼畢テ、後ニ余ヲ請テ我列次ニ隨テ別室

ニ到ラレム、是蓋應接ニ便セシカタメナリ、是以テ
余官士ト共ニ一ノ側室ニ到レリ、其室大ナル。我
諸客ヲ容ル、ニ堪タリ、但レ其入口ニハ旗幟ヲ表シ自
ラ他室ト分ツ、我旗章ヲ地タル甲必丹一人及ヒ
譯官秘吏ヲ從ヒ尋テ至レリ、少頃アリテ互ニ勞
シ慰シセシ後、余ニ大紗領ヘ贈ル所ノ返翰ヲ授ク。
是前年七月二日ニ我ヨリ贈リシ書翰ノ返答也。
余乃ナ之ヲ收読シ、直チニロツカラ其対ヲナセリ。
又其次ニ余手ツカラ彼一等ノ官士ヘ親和約定
ノ梗概ヲ記セル者ヲ授ク、是余カ日本政府ト通
フモノナリ。

好セント欲スル本旨ハ預カレメ草記セル者ナリ。
又此定約ノ外ニ三ツ書記セル者ヲ添エ、其一ハ
浦賀ヨリ余ニ贈ラレタル第一等官士ノ書柬ノ
答辭、其二ハ合衆國ト日本ト通好親和ノ約定ニ
就テ愚按、其三ハ我ニアリテ好和ラ通スル一端ト
ナルヘキノ次序ヲ括書シタル冊子ナリ、是並ニ
日本ノ法度ヲ我船隊ノタメニ寛フセシコトヲ願
フモノナリ。

是ヨリ先ニ我船隊ミルシツ號船ノ水夫病死セル
ラ以テ、日本人其寺院中ニ葬ルヲシ允サ、レハ

官士點心夫人

我船ノ碇泊セル地ニ、接近シタル小島ノ我嚮ニ、
「エフステルト名ケタル者ニ其屍ヲ埋ムヘント
決定シ、且又他ノ一策モアレハ余此島上ノ堤マテ
到ラント清へハ日本官士ハ甚心ニ忤タリト見
ヘ、此會淺ノ後ニ官人等其事ヲ會淺センカ為ニ
自ラ立去レリ、此時彼人等余ニ點心ヲ供セント
云ヲ以テ、余又若嚮應アラントナラハ湧ラク貴方
ノ諸士ト共ニスヘレ、是天下ノ通俗ナリト云ヘハ、
官士等又我室ニ入来テ列ニ就キ饗饌饌ヲ具シ畢
テ、良々久シテ前淺ヲ継ントスレハ日本官吏已ニ

一書ヲ作テ余カ前ニ出ス、其書ニハ長崎ニ於テ
異邦人ノ墓トシテ寺院ヲ設タルヲ古格ナレハ、
今貴邦ノ死セル者モ亦浦賀ニ送リタル後ハ、我
船ヲ命シ時日ヲ刻シ之シ長崎ニ致サントスト云
ヘリ、余乃チ凡天下ノ人何國ナリモ死シテ事ニ
害ナキ者ハ墳堂ヲ賜ハサルヘカラスト云、又已
ニ此處ニ埋ルカ為ニ「エフステルニ船ヲ遣サント
定ムト云ヘハ、彼等又極テ長ク評淺シテ、始テ其
屍ヲ横濱ノ近傍ナル寺院中ニ埋ムルヲ許セ
リ、是ヲ以テ其後日ニ及テ譯司一人来リ、其屍ヲ

日本人極長談
而皆失其本志
故被說破逐隨
夷情

平常ノ如クニシテ陸ニ送リ、彼地ニ在ル寺院中
ノ墓墳ニ、吾法官ノ祭儀ヲ以テ之ヲ埋ルヲ得
タリ、九日ニ及テ余ニ大紳領へ遣ハセル答書ニ
和蘭文ニ譯書ヲ添テ之ヲ贈レリ、於是余始テ日
本ノ政度我外國ノ期スル所ヨリ猶多ク允準セ
ルヲヲ悟ル、然ニ余亦是ヨリモ大ナル益シ得ン
ト思ニ、各箇ノ定約ヲ悉ク允サレンヲ抗論セ
リ、此時日本人ヨリ月曜十三日贈遺ヲ受ル備ヲ
ナサント告タレハ、我ハ其贈遺華美ヲ尽シテニ
十四艘ノ小船隊ニテ、甲比丹「アホツト」之ヲ提轄

シ、堤下迄送リ、然後又進テ會善館ノ域内ナル屋
下ニ送致セレノタリ、「マレ子」師及ヒ役丁ヲモ六
皆舶中ニ送ル、是種ノ物置ヲ露呈シ、日本人ニ
其用法ヲ教示スル為ナリ、

此日ハ贈物ヲ致ヘキ日ナレハ、余十五日ヲ期シテ
大ニ會談セント清フ、即テ嚮ニ余カ名ヲ記シ出
セル定約ノ各項ニ就テ評議セん為ナリ、其答ニ
本曜十六日ニ至ルマテハ官務鞅掌ニテ暇ナキ
ヲ以テ預メ十六日ヲ期セント云リ、且計ルニ天
氣モ必快晴スヘシトナリ、其書ヲ携ヘタル使

者ノ言ニテハ、日本人ハアレキ天氣ノ時ハ敢テ出行スルヲ喜ハサルト見エタリ、然ルニ木曜日又丙天ナルヲ以テ會後十七日ニ至ル、是日ハ彼官士等華麗ナル狹長ナル舟ニ乗リ、軍旗ヲ飾リノル多クノ櫓舟ト共ニ来リシハ恰モ、日中ニ在リ、直チニ余ヲ導ヒテ其應接ノ為ニ定メタル、側室ニ入ル時、彼ヨリ余ニ漢文ト同意ノ和蘭文トヲ請フ、其文ハ已ニ前ニ述ルヲ以テ知ルヘシ。

○「コムモト」ペルリ】日本官士ト問答ノ事

日本官士第一ノ問ニ云フ、未月ヨリ我長崎ニ於

テアメリカ船中ニ缺乏セル所ノ薪水食料及ヒ他ノ物品ヲ贈ルヘシ、而メ五年ヲ経ルノ後ニ之カタノニ他州ニ於テ一港ヲ聞ントス、且其贈ル所ノ諸品ハ支那和蘭ト同價ヲ以テ償ハルヘシ、其貨ハ金銀及ヒ鐵タルヘシ。

「ムニト」ノ答ニ云承諾セリ、然レバ長崎ノ外ニ速ニ港ヲ聞クヲ要ス、何トナレハ長崎ノ地ハ合衆國ノ貿易船通行セル故ニ隔遠セルヲ以ナリ、且聞港ノ期須ラク速ナルヘシ、緩ナルモ亦六十日ヲ出スヘカラス、又我受用セン諸品ヲ償ヘル法

ハ預メ條約中ニ定載スルヲ要ス。

第二ノ問ニ云フ、破船漂流ノ人等ハ、終ニ何地ノ海濱ニ上陸スル也。其齋セル所ノ貨物ト共ニ海路ヨリ長崎ヘ送ルヘン。但五年ノ後ニ他港ヲ聞一時ハ又其港ヘモ送ル。時宜ニ隨フヘン。

其答ニ云フ、承諾セリ。但漂流人ヲ送致セント欲

スル港ハ自ラ別ナルヘシ。

第三ノ問ニ云フ、如此漂客ハ海賊ナリヤ否ヤヲ知ルヘカラサルヲ以テ、其人等ノ自由ニ徘徊セルヲラ允レ難シ。

其答ニ云フ、鬼神ノ呵護ヲ得テ、通信ノ國ニ漂着セル者ヲ未タ海賊タル。明カニセサル前ニ、何ソ之ヲ拘捕シテ海賊モテ見ルヲ得ンヤ。是正直ノ道ト云ヘカラス。故ニ漂客及ヒ他ノ日本港ニ寄託セル者ハ、一切ニ日本國人ト同シク自在逍遙セシムハ之ヲ幽閉シテ囚虜ノ如ク处置スヘカラス。然レバ定約ノ事ニ於テハ互ニ一致セル。正法ニハ服従スヘキトナリ。

第四ノ問ニ云フ、支那和蘭ノ人ト云凡、我長崎ニ於テ今ニ至ルマテ貴説ノ如ク自在ニ徘徊セル

者ナシ、

其答ニ云フ、支那和蘭ハ姑ク之ヲ置テ、我ハ敢テ此定制ニ從フヘカラス。

第五ノ問ニ云フ他港ヲ開ケノ後ニ、臨時一事ハ必所國熟慮シ得テ之ヲ決スヘン。

其答ニ云善シ、

第六ノ問ニ云フ、琉球ハ遠方ニ在リテ、其國侯之ヲ管轄スレハ、其地開港ノヲハ我等ニ於テ今裁決シ難シ。

其答ニ云アメリカ入ニ於テハ琉球ニ代フヘキ善地ナ

ケレハ敢テ之ヲ乞フナリ、

第7ノ問ニ云、松前モ極テ遠裔ニ僻在シテ、其國侯之ヲ管轄スレハ今速ニ裁決シ難シ、然レバ明春ニ及ヒ貴舶再來レル時ニ臨テ決定ノ答シナサン。其答ニ云フ松前港ノヲハ我捕鯨船及ニ他舶ノ根ニ希望セル所ナリ。

此問答ハ皆互ニ一定シテ議判セル者ナリ、而メ日本官士ハ我請フ所ヲ諾スフ國法ノ必禁スル所ナリ、異國ヲ受ルニハ已ニ定メタル長崎ノ在有リ、此長崎ノ法制ハ異國人ヲ遇スル处置ヲ甚能ク曉

知セリ、今アメリカノ為ニ他港ヲ開ントスルハ、其
預レメ備タル法制ノ外ニ出ルヲ以テ、少レクモ五
年シ期セサルヘカラスト、頑固ニ拘執シテ其言ヲ
塞ケリ。

主以余カ答ニ確定セル期限内ニアメリカノタメ
ニ五港ヲ開シトヲ淺スレハ、彼又今唯次ノ三港ヲ
以テ交和スヘレ、三港トハ即チ日本島中ニ一港
余カ預シメ浦賀又ハ鹿児島^{島ヲ目的トシテ云ヘハナリ}、蝦夷ニ一港、琉球ニ一
港、那霸江以上而メ、凡テ其他ノ思慮ハ後日シ期
本注ニ係ルセント云ヘリ。

多時熟慮セル後ニ、日本官士又答ヘテ長崎ヲ以
テシテハ寛テ許諾ナルヘシ、浦賀ハ又我方ニテ
從ヒ難シ、是故ニ伊豆ノ下田コソ彼此萬事ニ必
然便利ナルヘケレハ、今之ヲ以テセントス、但琉球
ハ遼遠ノ洲ニシテ日本只誓盟ニヨリテ之ヲ威
脅羈縻スルノニ、松前モニ日本ノ政度ニ於テ格
外ニ隸スルヲ以テ、並ニ今我ニ於テ裁決シ難
シトムリ。

此時彼等余カ其意ニ從フヲ欲セサルヲ視テ、官
士共ニ別室ニ到リ、其事ノ評議セルヲ求メタリ。

其後一時ヲ経テ官士皆余淺ノ席ニ出来テ其熟慮シタル證トシテ松前ヲ聞クコトヲ決スルハ少シノ時月ヲ要スルヲ告ケタリ且其事ハ王朝他ノ國主タル公使ト浅セサレハ元スヘキ權ナシ而ノ夫國主ト謀ラントスルハ大抵一年シ要スルヲ以テ暫ク時月ヲ緩ニシ余ニ好答辭ヲ得セシメントエヘリ

於是余カ志ヲ吐露シテ余ハ答辭ヲ得サレハ敢テ貴地ヲ去ルヲ欲セス且卿等力公侯ト云ヘルハ若シ獨立ハ主タラハ余直チニ松前ニ至リ其事ヲ

論辨セントエハ其側ノ官士ヨリ二十三日ヲ期シテ一定セル答辭ヲ贈ルヘシトテ事畢リス然ルニ別シトルキ皆互ニ一致シテ下田港諸事便利ナリヤ否ヤシ検査センカ為ニ我多ナノ船隊列ヲ結ヒ權アル所ノ日本官吏ニ導カレテ其港ニ送ルハート成レリ是蓋余預シノ下田ノ港ノ適応セサルキハ別ニ日本南方ノ一部ニ港ヲ開クコトヲ望ムノ意ヲ理會セシメタルヲ以テナルヘシ此港ハ金山ト支那ノ間ヲ通行スル蒸気船及ヒ他舶並ニ日本海ヲ縦横往還セル捕鯨船ノ泊岸

トシテハ他港ヨリモ希望スヘキ者トス、是其地正ニ
伊豆ノ岬ト即チ長津呂ノ内ニ在リテ障碍ナキ
海路ナレハナリ。

此港内ハ太タ入り易ケレバ、只恐ラクハ日本人其直
線ナレ海路ヲ僅ニ迂遠ニスルヲ要スヘシ。
日本官士ハ此港ヲ萬全ニシテ廣ク且其國ヨリ産
スル所ノ食料ヲ求ルニ於テモ極テ便利ナリシテ
畫策セリ。然レバ其食料ハ僅ニタル者ノニ。蓋日本
人ハ内肉食ヲ用フルヲ極テ節スレハナリ。
余我意ヲ決スルカ、又ハ決セサルヤ、船ノ帰未ラ族テ

委曲ノ四報ヲ得ルヲ希望セリ。

松前モ三馬屋ノ海港ヲ通リ、北方ノ海路ヲ陸続
スル船艦ノタメニハ、恰モノ地トス、是吾カ捕鯨
船夥シク此邊ヲ往返セルヲ以テナリ、且シント
フランレスコトヨリ上海ノ航路ニハ此道最モ近キ
ハ、尤恐ラクハ實ニ萬全ノ海ナリヤ、是余カ精窮セシ
ト希望スル所ナリ。

琉球ノ港ニ就テ裨益アルヲハ既ニ本局ヨリ余カ
明ニ曉諭セシムル者ナリ。

若シ遂ニ日本ノ諸港、即チ余カ前ニ題著セル者

ニ自在ニ出入スルヲ得ハ、我ニ於テハ便利ナル三
港ヲ獲タリトス、而メ其三港ハ象ント均里程ニ
テ互ニ相隔リテ今ニ至ルマテ、我節旗ヲ受サル
域内ニテ、船艦ヲ寄托スルヲ得ル處トナラン。
此ハ島中ノペール島ニ於テハ、但第四ノ者トナスヘン。
三月二十二日ニ至リテ、最初ノ譯官三ノ官吏ニ隨
ヒ共ニ我「ホウハッタン」號船ニ來リ、開港ノ請ニ就テ
ノ答書ヲ携贈」シリ、是即チ三馬屋ノ海峡ニ於テ
港ヲ開ン為ナリ。此條約ハ日本支那和蘭三國ノ
文シ以テ書セリ、而メ只日本文本着ニノ四人

職位ヲ署セリ、其和蘭ノ文ニ云

北亞墨利加合衆國ノ船舶ノ食料、薪水及ヒ水石炭飲
ヲ永所ノ者ハ、箱館港ニ於テ其人ノ乞シ所ニ
從ヒ之ヲ給スヘシ、然ルニ其港ハ遠境ニ僻在セ
ルヲ以テ、預シメ其处置ヲナセルカ為ニ、頗ル時
月ノ期ス、蓋次年七月貴國ノ千八百五十年九
月ニ至ル凡猶得難カラン。

嘉永七年二月

ムセペルリヘ

森山榮之丞

○松前ニ良港アル事

余先ツ日本官士ノ志意ヲ領承セル旨ヲ譯官ニ
述ヘ、又彼官士カ精密ニ検査シテ我ニ贈レル書
中ニ云ヘル所ノ事ト、此港ヲ開ケル期限ハ尤速ナ
ラサルヘカラサルフ、及ヒ此事ハ余彼官士ト次会
ニ於テ淺宣セント欲スルフヲ預シメ決レタリ、

箱館ハ三馬屋海峡ノ東ニアリテ、大低北極四十二
度ノ地トナス、其地理ノ眼目モ吾捕鯨船ノ要港
トスルニ極テ適當セリトス、其捕鯨船ハ此海ヲ
縱横シ漁獵セルカ為ニ、年々多クハ此海門シ通航
セル者ナリ、「ホンシトホルト」曰日本人ハ一年ノ間ニ箱

館及ヒ松前ヲ通航セル舶シ筭スルニ、大低六十
艘ニ下ラス、其舶多クハ「アメリカ」人トス、然レニ常
ニ大砲ノ達セサル所ニアリ、

「ゴローニンタ」曰箱館府ノ廣サハ、蝦夷地中ノ第二
等ニメ、其南瀆半島ノ上突出セル圓大ナル岡ノ傾
キタル地ニアリ、南ハ「サンガル」港ニ抱カレ、北西ハ箱館
港ニ挟シテ、一船隊ヲ繫クニ不足アルフナレ、

予輦ハ箱館港ニ七週ノ間、滯船シテ大ニ其鎮臺
及ヒ人民ノ親愛ヲ得タリ、

此間ニ我等ハマグチシス製ノ傳信機トランシーバーラ其堤ノ一

里間ニ施シ之ヲ以テ英吉利和蘭及ヒ日本語ヲ
用ヒテ互ニ言語ヲ通シ又合衆國ヨリ齎ラシ送
ル所ノ鉄道ヲ諸人ニ見セシメ、蒸氣機、養水車、輸送
車ヲ運動ノ大ニ列坐ノ人々驚カシメタリ、且合衆
國發明ノ使用ナル農具諸品ヲ出シテ土人ニ其
用法ヲ授ケ互ニ意ヲ慰メ不快ノ事ハ絶テ無カ
リシ。

千八百五十四年三月三十日 公セベルリ

合衆國節旗船海軍宰相へ呈ス

余ハ紫要ナル書翰ヲ「エスキエーハン」號ニ附シ返

且再度ノ書記ヲ添ヘ送リテ、昨日余カ日本ノ四大臣
ト會議セル宣約ノ事ヲ報ス、於是余モ六一度面
目ヲ施セリト云ヘシ。

此書翰及ヒ書記ハ第四ノ火曜日ニ「カリホルニア」
出帆スル甲比丹ハシリア、一タムス氏ノ軍艦サラ
トガニテ送レリ。

今日ニ至ルマテ轉変セル再建ノ書記ニハ、諸般ノ
要事ヲ載ス、且條約ノ事ニ就テ、日本人ノ肯セサ
ル數件ヲ承諾セシムルノ難キヲシ載ス、余カ此書
記ヲ送リタルハ、先條約ノ文體ヲ示シ、並ニ平常

ノ條約ニ記スル切要ナル兩三箇條ヲ削リ去リタルヲラ書レ送ルタメナリ。

○條約ノ掲帖直チニ原譯ニ從ヒ苟モ一字ヲ改メス故ニ間ニ誤雜キ者アリ

亞利墨加合衆國ト、帝國日本兩國ノ人民堅固不朽ニシテ、正シキ親和ヲ結ンカタニ、條約ヲ定メ、親シク相会合シテ、後日相親ム時ニ於テ、兩國ニ相守ルヘキ法律ヲ建ントス、是故ニ合衆國ノ大統領其臣「マテウカルブライド」彼厘ニ全權ヲトヘテ日本ニ遣レ、日本ノ君上ヨリハ、林大學頭井戸對馬守伊澤美作守鶴殿民部少輔ヲ出セリ。

而メ両國ノ全權相会合シ條約シ熟考レ、次ニ載スル箇條ヲ定メタリ。

第一箇條

日本ト合衆國トノ人民ハ永世不窮ノ和親ヲ結ヒ、其居处ト其人物トニ論ナク互ニ相親ムヘキナリ。

第二箇條

江戸ノ部下下田ト、松前ノ部下箱館トノ兩港ハ日本人ヨリ亞墨利加船薪水食料及ヒ石炭、其他

闕乏ノ物品、日本ニテ辨スヘキ者ヲ送來スヘキノ

地トス、

下田開港ノ日限ハ此條約ニ名印メ後ニ開クヘ
シ、箱館港^ニ、^未年同月同日ニ開クヘン、

其送未セル凡百ノ物品、及ヒ其估價ハ日本官人
ヨリ付與シ、其價料ハ銀或ハ銀錢ニテ償フヘシ、

第三箇條

合衆國ノ船日本海濱ニテ破船シ、或ハ損傷スルキ
日本船ヲ以テ之ラ助ケ、其人數ハ下田又ハ箱館
ヘ獲送シ、本國ノ人ニ渡スヘン、
破船シタル入ノ物品モ亦付與スヘシ、破船シタルキノ

雜費ハ五ニ償ハサルナリ、

第四箇條

破船人及ヒ渡未ノ人民ハ他國ト同様ニ自由ナラシ
メ、蟄居セレノスレテ正キ法律ニ従フヘシ、

第五箇條

下田及ヒ箱館ニ在苗スル合衆國人、及ヒ破船人、
今マテ長崎ニ滯苗スル和蘭人支那人ノ如ク藝
居セレノス、緩裕ヲ得セシムヘン、然モ岡中ニ載ス
ル下田港内ノ小島ヨリ測リ、大約日本里數ニテ
周圍七里ラ限ルヘシ、箱館港モ合衆國ノ船ヨリ顧

出セルニ任セ里、數ヲ定メテ、其域内ヲ徘徊スルノハ
下田ト同様タルヘン。

第六箇條
他ノ物品ヲ願出シ及ヒ他ノ事ヲ定ルニ臨テハ兩國
ノ官士相議メ定ムヘン。

第七箇條

下田箱館ノ兩港ニ來ル所ノ合衆國船、金銀錢及ヒ
其他ノ物品ト、日本ノ物料ト交易シ、且此事ニ就
テハ臨時ニ日本政府ニテ定ム所ノ法律ニ従フ
ヘシ。

然レニ合衆國船ノ齎シ来ル物品ヲ日本人ト交易シ
難キモノハ持帰ルヘン。

第八箇條

薪水食料石炭及ヒ燭之ノ物品ヲ求ムルニハ、掛リノ

日本官士ノ媒妁ニ従ヒ漫リニハ求メサルヘン。

第九箇條

日本政府ヨリ他國ノ人民ニ利益アルヲ許スキハ、並
利加國及ヒ其人民ヘモ評議ヲ待スソ許スヘン。

第十箇條

合衆國ノ船上コソ得サル要事、又ハ難風アルニアサ

レハ下田箱館兩港ノ外ヘ入津セサルヘシ。

第十一箇條

兩國ノ政府ニ於テ上ニ載スル條約必要ナルヲ以テ此
約定調印ノ月ヨリ、十八箇月ヲ経テ後ニ合衆國
ノ政府ヨリ商議官ヲ送ルヘシ。

第十二箇條

唯今條約ヲ定メ調印セシ後ハ、合衆國ヨリモ日本
ヨリモ、其臣下町人ニ至マラ、相和合シテ信意ヲ尽
スヘシ。

此約條ハ亞墨利加國ノ大紳領ヨリ、臣下ヲ換ヒ評

議シテ之ヲ送リ、日本ノ高官ト相会シ、調印ノ月ヨリ十
八月ノ中ニ約條ヲ定ルナルヘシ、或ハ又十八月ニ過サル
ヘシ。

此約條ヲ極シカタソニ合衆國ト帝國日本トノ大臣
相会シテ調印セリ。

我基督生誕ヨリ一千、百五十四年三月三十日、日本
嘉永七年三月三日神奈川ニ於テ書ス。

○日本定約中ノ數條ヲ説示スル事

第二條ノ事ハ亞墨利加ノタメニ、千八百五十五年四
月ニ全ク開ケント要ス、然ニ薪水及ニ其他軍艦中

ニ貯シト欲スル諸品ハ既ニ五月一日エ、ノニ於テ之ヲ得タリ。

第四條ニ載スル利益ヲ、亞米利加ニ得ルヲハ甚難キトナリ。

正シキ法律ト云フ辭ニテ、亞墨利加人決メ日本ノ法律及ヒ其風習ニ従ハサル意ヲ示セリ。

第五條ハ屢譏論ヲ経テ後ニ始テ許サレタルコヨテ、寔ニ存外ノ利益ナリ、日本ノ七里ハ亞墨利加ノ千里ニモアタルヘシ。

十里ノ半規ト周囲英國ノ六十里ノ境塲トスルナル

ヘシ、此境界中ハ海陸共ニ日本人ノ指揮ヲ受ズメ、亞墨利加人等法ヲ犯スニアラサレハ自由ニ歩行シ得ヘシ、箱館ノ境界ハ予其地ニ至リ其場ヲ一見メ定ルナルヘシ。

第六條ノハ殊ニ後日交易ノ約條ニ係ル、然モワーレン^{有リ}「意」ト云ヘル詞ニ妨アルヲ以テ、「クーテレン^{呂物}」ト云ヘシト云ヘル詞ト換用ス。

第七條ニモハ「ワーレント」云ヘル詞ヲ「グードレン」ト云ヘル詞ニ換用ス。

臨時ト云詞ハ日本政府ニ於テ、後日議論上ニテ

定ル法律ニ甚関係アルナリ、

第八條ニ於テハ官士等日本政府ニ外國ヨリ齎シ未ル物品ノ運上貴フル法アラス、其人交易ヲ辨ヘタルヲ以テ論シタリ、

第八條ハ甚緊要ナル箇條ナリ、其故ハ英吉利仏蘭西及ヒ魯西亞人等此事ヲ承知セハ、六直ケニア墨利加ニ徴ニ允サレント願フハ必然タルヲシ以テナリ、

何レノ國ニテモ交易ノ定約ヲ得ルニ至ルマテハ皆自國ニ利益セシムヲ願ヘリ、

第九條ニ就テハ別ニ手段ヲ用ニスレテ、アノリカニ諸般ノ利益ヲ得タルナリ、

第十一条ハ余日本官士ヲシテ此ニ至ラシムルナリ、其故ハ日本ニテ今允サレタル港ノ一處又ハ二處ニ、本國ノ商議官ヲ置クキ、アメリカ人不意ニ乱暴ヲ起シ、日本人ヲ因ムルヲアルニ於テハ、之ヲ商議ニ報シテ处置セレ、日本政府ノ煩勞ヲ省クヲラ澄センラ以テナリ、若レ此商議官ヲ置セハ、常ニ港内ニ寄泊セル軍艦ノ水夫等、乱暴ヲナレテ制スカラス、又アメリカ官府ニ於テハ此事聞知

セスシテ、竟ニ定約ヲ破ルニ至ルヘキヲ以テナリ。
第十二條ハ再ヒ定約ヲ交付スルハ緊要ナルト
ナレハ、官士ノ承諾セサルヲ防カシカタメナリ。

此箇條ニ定ムルヲ要ス。書スヘキヲ文體ヲ温
和ニシテ定ルナルヘシト記セリ。
予既ニアメリカノ條約書ニ調印スルヲ肯セガル
シ知レリ。但此様子ヲ知リタルハ誓ニ勢ナキヲ以
テナリ。是故ニ余再約定セシムヲ告タリ。

「ムセ、彼厘、

○條約附錄

両國政府ノ全權トシテ、「ユムモト」セムペルリト
日本官士ト定メタル者ナリ。

第一箇條

下田ノ鎮臺其境界ヲ定ムルニハ、其意ニ任セテ之
ヲ立ツヘシ。然ニアメリカ人ハ既ニ約レタル七里ノ
外ニ出ルニアラサレハ、敢テ此界ニ拘ハラス。レテ歩
行スヘシ。又日本ノ法律ヲ犯ス者ハ、番兵之ヲ捕へ
其船ニ送ルヘシ。

第二箇條

此港ニ入津スル商船、鯨船ノタノニ下田ニ一處柿

崎ニ一處、中央ノ小島ノ南ニアル河ニ一處ト、我上陸スル地三處シ定ムヘシ、合衆國ノ人民日本ノ官士ニ對シ相當ノ恭敬ライタスハ當然タルヘシ。

第三箇條

上陸スルアメリカ人等、武家或ハ格別ナル家ニ出入スヘカラス、然レバ機ニ乗シ市店寺觀ハ見見スルヲアルヘシ。

第四箇條

徘徊スル者ノ休息处ハ其タメニ別ニ旅館シ作ルマテ、下田ニテ了仙寺、柿崎ニテハ玉泉寺、両寺ト

ナスヘシ。

第五箇條

アメリカ人ノ墓所ハ柿崎ノ玉泉寺トシ、此境ニ葬リ其墓所ヲ敢テ毀ケ破ラレハルヲナカルヘシ。

第六箇條

神奈川ノ條約ニ箱館マテ石炭シ送ラント定メタレモ、日本政府ヨリ箱館マテ送レルヲ甚難キ旨シ、コムモドレ、彼厘拝諾メ箱館ニ石炭用意ノ條約ヲ変セリ。

第七箇條

又両國ノ政府ニ於テ、互ニ官吏ノ報告ニハ、和蘭通
詞ナキニアラサレハ、敢テ漢字ヲ用ヒサルヲ約ス。

第八箇條

下田港ニハ、港長吏一人、好キ港内嚮導者三人ヲ定
ムヘシ。

第九箇條

若シ市店ノ物品ヲ買フキハ、買手ノ名ト其價トヲ
記レ、之ヲ御用所ニ出シ、其金ハ日本官士ニ丸シ、
其物品ハ官ヨリトヘルヘシ。

第十箇條

諸島及其他ノ獸類ヲ獵スルハ、都テ禁制ナルヲ以
テアメリカ人モ此法ニ従フヘシ。

第十一箇條

又アメリカ箱館ヨリハ日本里數五里ノ内ヲ徘徊
スヘシ、其他此第一箇條ノ定約ヲ箱館ニモ用フ
ヘシ。

第十二箇條

神奈川ノ條約決定ノ書翰ヲ收メ、且其返翰ヲ与
フルタメニ日本帝ヨリ一人ヲ出スヘシ、上ニ定メ置
キタル條約ハ一事タリモ、彼此ノ事ニ依リ神奈

川ノ條約ヲ変スルト無キヲシ定ム、
此英吉利語及ニ日本語ノ條約書ヲ尚固タメン
カタノニ兩國ノ官士互ニ調印シ且蘭語ニ譯メ、
合衆國ノ全權ト互ニ交収スルナリ、

千八百五十四年六月十七日下田ニ於而書ス

ムセ、彼厘



